

防災の手引(従業員用)

[消防計画について]

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡担当者 ()
- 2 初期消火担当者 ()
- 3 避難誘導担当者 ()
- 4 日常の自主検査は誰が実施担当者ですか。 ()
- 5 定期の自主検査は誰が実施担当者ですか。 ()

[火気設備器具について]

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取り扱い上の注意事項を守り、故障または破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

[喫煙について]

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。終業時には、吸殻の処理(水の入ったバケツに捨てる)を確実に行ってください。

[危険物の取り扱いについて]

- 1 危険物(シンナー、ベンジンなど)を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

[避難施設の維持管理について]

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

[放火防止対策について]

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

[火災時の対応]

- 1 通報連絡

119番に通報します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。

2 消火活動

消火器を使って、消火活動を行います。

3 避難誘導

避難口(出入口)を開放し、避難口までお客を誘導します。

[地震時の対応]

1 火の始末を行ってください。

2 揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

3 身の安全を図ってください。

4 蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。

[その他]